

今後の社会教育行政について
～さやまっ子を育てるための地域社会の連携～

提 言

令和7年3月24日

大阪狭山市社会教育委員会議

はじめに

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月中央教育審議会）（答申）」では、社会教育の意義や果たすべき役割について、これからの我が国にとって「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」がより一層重要であるとされ、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」を掲げ、少子化による人口減少など、社会の大きな変化の中において、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりを進めるうえで、これまで以上に社会教育の果たす役割が期待されている。

大阪狭山市社会教育委員会議は、平成27年（2015年）7月30日付け、大阪狭山市教育委員会教育長から「社会教育の振興策について」の諮問を受け、平成27年度から21回の会議を開き、諮問内容①「社会教育施設における指定管理者制度導入の検証について」及び諮問内容②「今後の社会教育施設の整備について」の提言をまとめた。

「社会教育施設における指定管理者制度導入の検証について」では、指定管理者制度導入によって社会教育施設の利便性の向上に伴い、市民サービスの水準が上昇するなどのメリットにより、指定管理者制度の導入は一定の効果を得たとの結論を見出すことができた。

改善すべき点として、指定管理期間の長期化に伴う弊害として、行政職員の社会教育施設運営における技術能力の低下や施設運営における継承不足などのデメリットを明らかにした。

「今後の社会教育施設の整備について」では、長期的なまちづくりの観点に立ち、利用者の利便性はもとより、地域のにぎわい創出などにも配慮した地域コミュニティの拠点としての整備が一定進められ、施設に魅力を感じてもらえるような工夫に期待することを進言した。

諮問内容③「今後の社会教育行政について」では、まず社会教育行政に関する課題の洗い出しを行い、次に顕在化した多岐に渡る課題を「地域」「人」「社会の動向・情勢」の3つのテーマに大別した。今後、それぞれのテーマについて1つの提言を行う方針を固めた。

③-1「さやまっ子を育てるための地域社会の連携」ではコミュニティ・スクールについて、③-2「誰一人取り残されない社会づくりをめざして（仮）」では人生100年時代・貧困問題・多文化共生等について、③-3「近年の社会情勢に適した社会教育の在り方（仮）」ではICT学習・SDGs・既存制度の検証等についてを議題とする。

今回は本市におけるコミュニティ・スクールの導入や、地域学校協働活動の推進について、③-1「さやまっ子を育てるための地域社会の連携」の提言を行う。

本市におかれては、本市社会教育委員会議の提言を尊重し、これまで以上に社会教育としての市民サービスの向上に努められるとともに、社会教育の課題解消に取り組み、更なる社会教育行政の振興を図られることを切に望むものである。

令和7年3月24日
大阪狭山市社会教育委員会議
議長 今西 幸蔵

目 次

第1章 近年の社会教育をめぐる動き ～地域において求められる役割～

1. 地域づくりと社会教育の関係 p1
 - ・多様な課題と向き合うために地域に求められること
 - ・生涯学習社会の実現のための社会教育の役割
2. 社会教育法の改正 ～地域における社会教育の重要性の高まり～ p2
 - ・地域学校協働活動
 - ・社会教育士の養成と活用
3. 学校と地域住民、家庭の連携の必要性 p5
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動

第2章 本市のこれまでの取組みについて

1. 基本方針と主な教育施策 p6
 - ・大阪狭山市教育振興基本計画
 - ・地域・未来の学習の実施
 - ・小中一貫教育の推進
2. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進員の制度の活用 p7
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）
 - ・地域学校協働活動推進員の取組み
3. これまでの地域学校協働活動の取組みについて p8

第3章 さやまっ子を育てるための地域社会の連携に関する提言

1. 提言内容 p11
 - ・さやま版の体制構築とビジョンの共有の重要性
 - ・小中一貫教育を重視した体制構築について
 - ・様々な団体との連携について
 - ・社会教育の指導者の育成
2. おわりに p13

第1章. 近年の社会教育をめぐる動き ～地域において求められる役割～

1. 地域づくりと社会教育の関係

【多様な課題と向き合うために地域に求められること】

- 平成30年12月の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」でも述べられているように、我が国は少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、情報基盤社会の進展など大きな変革の中にあり、地域社会においては、地域経済の縮小や地方財政の悪化、地域の伝統行事等の担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面している。
- 多様で複雑化する課題と向き合いながら一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるために、特に地域においては、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という意識を改め、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わることにより協力関係を築き上げていくことがこれまで以上に重要になる。

【生涯学習社会の実現のための社会教育の役割】

- 人生100年時代には、「高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要」があり、その重要な鍵を握るのは、生涯学習社会の実現にあると考えられる。生涯学習社会の実現は、多様で複雑化する課題を住民自らの力で解決していくという観点からも重要であり、個人の学習機会を充実させ、学びを通じてそれぞれが能力を向上させ、その成果を地域での活動等にも生かすことでより良い社会の実現にもつながる効果がある。
- 社会教育は学校の教育課程を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、実際生活に即する文化的教養を身に付けるとともに、学習成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすものである。
- 社会教育には3つの側面がある。1つ目は「人づくり」の側面で、学びの過程を通じて個人の知的欲求が満たされ、生活改善や、人間としての成長、自己実現につながる。2つ目は「つながりづくり」の側面で、住民同士の相互学習の輪の中で、互いに理解し認め合うことによる自己肯定感や幸福感、つながり意識などが醸成され、住民同士の絆が強まっていくといった効果を生む。3つ目は「地域づくり」の側面で、地域で問題意識を共有し共に学ぶことで、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が育まれ、地域の将来像を考える当事者意識を向上させる機能がある。そうした社会教育の特性を活かし、住民の学びがより良い地域社会の実現につながっていくことが重要である。
- 先述の観点から、社会教育の場においては、個人の要望（個人の興味や関心）に基づく学びだけでなく、社会の要請（自立した個人の育成や地域社会の形成のための必要性）に基づく学びの機会を提供することが重要である。

2. 社会教育法の改正 ～地域における社会教育の重要性の高まり～

【地域学校協働活動】

- 2017年4月に社会教育法第5条第2項として、地域学校協働活動が規定され、この事業を実施するにあたり「地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする」と、各市町村の教育委員会の責務についても示されることとなった。
- また、地域学校協働活動は学校にも関係するため、社会教育関係団体、地域住民、その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、社会教育主事は「その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」と第9条第3項第2号として記された。
- さらには、第9条第7項で「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」とされた。
- 地域全体でこどもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動(*1)」を実施する教育委員会において、地域住民などと学校との間の情報の共有化を図るとともに、地域住民などに対する助言を行う「地域学校協働活動推進員(*2)」の委嘱に関する規定が整備された。

*1 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、社会教育関係団体や自治活動団体などの各種団体・機関などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

地域学校協働活動により、こどもたちと地域との接点が生まれるだけでなく、こどもたちの成長を軸として、地域住民がつながり、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成にもつながることが期待される。

*2 地域学校協働活動推進員

従来の学校支援地域本部や放課後子供教室などの活動において、地域住民などと学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や地域コーディネーター間の連絡調整などを行う「総括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として委嘱することが可能となり、法律に位置付けられた存在として地域学校協働活動の推進に関わることができる。

【社会教育士】

- 2020年4月に社会教育主事講習等規程の一部が改正され、「社会教育士」の制度がスタートした。以前より制度のあった「社会教育主事」は、都道府県・市町村教育委員会の発令により職務に就き、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる専門的教育職員であった。「社会教育士」は定められた科目を修了すれば、教育委員会の発令によらず名乗れる称号であり、講習や養成課程における学習成果を広く社会における教育活動に活かし、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材であるといえる。社会教育施設をはじめ、広く教育に関する場に必要な人材であることはもちろん、地域、社会で解決がめざされる多様な課題に取り組む地方公共団体の各部署や、NPO、企業、学校、地域、ボランティア等の場においても活躍が期待されており、地域学校協働活動の推進等、地域コミュニティの活性化においても重要な人材である。

- 社会教育制度や仕組み、基礎的な知識に加え、課程や講習において社会教育士に求められる下記の3つの能力を習得することをねらいとしている。
 - ・ファシリテーション能力
人のやる気に火をつけたり、ものごとを自分事化していくプロセスを支えたりというよう
な、活動への意欲・自発性を引き出しながら意識・行動の変化を促していく「学び」
を支援するための基礎的な知識と技能
 - ・プレゼンテーション能力
地域のヒト、コト、モノや、地域で共有したい想いや願いなどの情報を、より多くの人
に、わかりやすく、共感しやすい方法で積極的に伝えていくための基礎的な知識と技能
 - ・コーディネート能力
人どうし、活動どうし、組織どうしなど、異なる他者どうしが相互理解を深め、信頼し
合い、互いを支え合うことができる関係（協働）へと調整するための基礎的な知識と技
能

- 文部科学省は社会教育士の役割としてホームページで「地域全体で、地域に山積する様々
な課題を解決し続けていくためには、地域の課題に対する当事者意識を持って、より多く
の人々や活動が協働しながら、これまでの経験や学んだ成果を活かし、工夫しながら参加
できる地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められる。地域を面白くしたい、新
たな人ともっと出会いたい、多様な人ともっとつながりながら活動したい、という前向き
な気持ちになれるきっかけが、地域にたくさん存在していなければ、大人も子どもも、そし
て地域も成長していくことはできません。このきっかけにあたる取組みを、人々の自由で
自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした
「学び」を社会のいたるところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する
専門人材が、社会教育士です。」と記載している。

- 「学び」を通じた人づくり、地域づくりという社会教育的なアプローチを様々な職種に取り
入れることで、1つの地域課題の解決で活動が終わることなく、その後も地域活動に自
ら参加していく住民を育むというような持続的な展開をしていくことができる。

- 社会教育士は、社会教育施設や教育委員会事務局だけでなく、地域、社会、世界で解決がめざされる多様な課題に取り組む地方公共団体の各部局や、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても、活躍することが期待されている。

3. 学校と地域住民、家庭の連携の必要性

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動】

- 2015年の中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」では、地域と学校がパートナーとなって、子どもをともに育て、ともに地域を創るとの理念に立って、これからの学校と地域の連携・協働の姿として、「地域とともにある学校」への転換、子どもも大人も学び合い育ちあう教育体制の構築、「学校を核とした地域づくり」が重点施策として示された。
- 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働することを目的としており、従来の「開かれた学校」から一歩踏み出し「地域とともにある学校」への転換を推進する有効な仕組みである。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。

《学校運営協議会の主な3つの機能》

- ・学校運営に関する基本的な方針の承認をする。（必須）
- ・運営に関して意見を述べることができる。（任意）
- ・教職員の採用・任用に関して意見を述べることができる。（任意）

- 「地域学校協働活動」は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動の総称である。学校という場を核とした連携・協働の取組みを通じて、子どもたちに地域の愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進することが重要である。この活動を推進するための体制として「地域学校協働本部（*3）」がある。

《地域学校協働活動の例》

学びによるまちづくり・郷土学習・地域課題解決型学習、放課後子供教室、家庭教育支援活動、学校に対する多様な協力活動、学習支援、地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

*3 地域学校協働本部

（仕組みのイメージ）

- ・地域の人々や団体により形成された任意性の高い「緩やかなネットワーク」。
- ・より多くの幅広い層の地域住民が参加しやすい、つながりの緩やかなもの。
- ・参加者の世代交代等も経ながら永く持続していくもの。

（必須の3つの要素）

- ・コーディネート機能
- ・多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ・継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

第2章. 本市のこれまでの取組みについて

1. 基本方針と主な教育施策

【大阪狭山市教育振興基本計画】

- 令和2年2月に策定した大阪狭山市教育基本振興基本計画（第2期）では、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念とし、さまざまな教育施策を展開してきた。この基本理念は、少子高齢化やグローバル化がすすむ社会環境へ対応できる人づくりや、地域社会での人間関係の希薄化に対応する環境づくりをすすめるうえで、必要な教育の方向性を示している。変化の激しい時代にあって、大阪狭山市民がつどい、学びあい、助けあうことによって、一人ひとりが楽しく、豊かで健康な生活を送るために、さまざまな課題を乗り越えていく市民の主体性を生み出す力を育み、お互いがつながることによって、まちづくりに取り組んでいく教育の創造をめざしている。
- めざすこども像として「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」を描いている。「自分らしく」は、自分の力や個性を最大限発揮し、思いやりの心や規範意識を持って、よりよい人間関係を築く姿を、「いきいきと学び」は、自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断して挑戦する姿を「さやまを愛する子」は、ふるさと「さやま」のすばらしさに自ら気づき、伝統や文化を尊重し、未来の「さやま」を創造する姿をさす。
- 本計画の教育理念やめざすこども像は、次期計画（第3期）でも引き継がれており、生涯学習時代において地域に求められる教育と共通するものがある。実現に向けて社会教育が担うことができる役割は大きいと考える。

【地域未来の学習の実施】

- 令和6年度より本市の市内小中学校が「教育課程特例校（*4）」の指定を受け、全学年において、「地域未来の学習」を新設し、自分の住む地域を知り、良いところを表現できる人材の育成のために、地域学習の充実を図っている。本市では、兼ねてより基本方針に掲げる「郷土を愛し、自ら学び、高めあう学習を推進すること」の実現のため、地域住民と連携しながら、地域学習の要素を授業に取り入れてきたが、年10時間の1つの特別な教育課程として「地域未来の学習」を編成することで、より充実した地域学習を実現させるものである。また、キャリアパスポート（*5）の活用も併せて行っている。

*4 教育課程特例校とは

文部科学省は、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校を指定している。

*5 キャリアパスポート

キャリア・パスポートは、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述しまとめた、ポートフォリオ的な教材である。キャリア教育は、自らのキャリア形成のために必要な、汎用的能力を育てていくものであり、特別活動はその中核的な指導場面として大きな役割を果たすことが求められている。キャリア・パスポートの活用により、学びを蓄積し、それを社会や将来につなぎ、必要に応じて振り返ることを通じて、主体的に学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすことが可能となるとともに、特別活動や各教科等における指導の改善にも寄与することが期待されている。

【小中一貫教育の推進】

- 令和6年度より市内の小・中学校は、すべて「施設分離型小中一貫校」になり、学校施設は今まで通り別々だが、中学校区の各小・中学校が「めざすこども像」を共有し、「地域未来の学習」をはじめとする9年間を通じた教育課程を構成して、これまで以上に系統的な学習を進める取組みを行っている。

2. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進員の制度の活用

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会）】

- 本市では、学校運営協議会の設置を令和2年度から順次開始し、令和6年度に市内すべての小学校に設置した。会議は年間3回開催し、学校の運営方針の承認や意見交換、学校の評価に関する情報共有、地域と連携した取組みの話し合い等を行っている。

《コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の変遷》

- ・令和2年度 南第一小学校
- ・令和4年度 西小学校、北小学校
- ・令和5年度 南第二小学校、第七小学校
- ・令和6年度 東小学校、南第三小学校
- ・（予定）令和7年度 狭山中学校、南中学校、第三中学校

令和7年度以降は、各中学校区の小中学校で1つの学校運営協議会を共同設置

【地域学校協働活動推進員の取組み】

- 本市ではこれまで、学校運営協議会の設置に合わせて、各小学校区に1名ずつ、令和6年度をもって、市内すべての小学校区に地域学校協働活動推進員を配置している。推進員はそれぞれ、地域学習の充実や学校支援活動の活性化のためのコーディネートを行っている。これまで市内の地縁団体や、青少年指導員等の協力により実施してきたつながりも活かしながら、新たな取組みも行っている。

令和7年度以降は、継続可能な体制の構築を目的に、各中学校区に1名の地域学校協働活動推進員（週5日勤務）を公募により配置し、各小学校区の地域学校協働活動推進員のサポートを受けながら、取組みを受け継いでいく予定である。

3. これまでの地域学校協働活動の取組みについて

（元気っこ推進事業）

- こどもたちが安全に安心して放課後を過ごすことができる居場所づくりの取組みとして、市内7つの小学校でさやま元気っこ推進事業を実施している。「こども広場」では、高校生以上のボランティアスタッフが見守る中、こどもたちが自由に遊べる居場所を作っている他、ボランティアスタッフが講師リーダーとなり、スポーツ、音楽、踊り等のプログラムを提供する場合もある。

（学習支援チューター）

- 市内7つの小学校で放課後に学習支援の枠組みを設けている。大学生や退職教員等のボランティアスタッフを学習支援チューターとして配置し、放課後の居場所づくりや学習機会の提供を行っている。

（家庭教育支援）

- 大阪狭山市家庭教育支援チームを編成し、アウトリーチ型家庭教育支援（保護者の居場所に出向いて届ける支援）を行っている。家庭教育サポーターリーダーが2人ペアとなり不登校や問題行動など課題のある児童生徒を持つ保護者に対し、戸別訪問を通して、保護者や児童生徒への相談活動及び学習支援を行い、必要に応じて、関係機関や専門家と連携し、必要な支援方法について研究をしている。

（学校支援活動）

- 大阪狭山市教育委員会で委嘱している青少年指導員やPTAをはじめ、地域住民の協力により、こどもの登下校時の見守り、清掃活動、行事の際の準備の手伝いなど、これまでも様々な学校支援活動が実施されてきた。また、小学校区においては、令和2年度より順次配置している地域学校協働活動推進員の働きかけにより、学校応援団等の立ち上げ等の新しい動きも出てきている。これらの活動は、こどもたちや保護者が地域社会とつながる機会となっており、学校の支援だけでなく、地域の活性化の観点からも重要な役割を果たしている。

（地域学習）

- 市内の地縁団体や地域住民の協力により、各科目の授業と地域を関連づけて学習する取り組みは兼ねてより実施してきた。令和2年度より各小学校区で学校運営協議会の設置、地域学校協働活動推進員の設置が進む中で、地域学習の一層の活性化、新たな取組みの実施を推進してきた。また令和6年度からは「地域未来の学習」として各学年10時間の特別の教育課程として整理されたことで、「9年間を通して、地域を学ぶ」という観点から授業内容を考えることが可能となり、内容の充実に取り組んでいるところである。

こどもたちが地域の方々と交流し、歴史や文化、営みを学ぶ中で、ふるさとへの愛着や地域とのつながりが生まれるだけでなく、保護者や関わる大人たちにとっても、地域社会を意識する機会になっている。

<地域学習の具体的な取組み事例>

・『教育田』

「聞き取り学習＋体験学習」という授業スタイルをベースに、こどもたちに地域とのつながりを深く感じる授業展開を実施。

・『さんと祭り』

地域の方々が参加し、こどもたちに向け多くの体験教室を開催。

・『市内めぐりツアー』

公民館・郵便局・金剛駅前・市役所・狭山池博物館など、こどもたちが興味を持ったところへ自分たちでバスに乗って見学を実施。

・『地域消防団とのふれあい』

地域消防団の方々から、自分たちの仕事や志など、地域に密着した仕事内容について紹介。放水ホースの展開や消防車の設備の説明、地域消防活動の重要性を伝える。

・『中学生と地域自主防災組織による防災フェスタ』

地域自主防災組織の皆さんと連携し、ダンボールベッドの作成、マンホールトイレの設置体験、防災倉庫の見学などを通じて、中学生の防災意識の向上に取り組む。

・『地域物産 大野ぶどう学習』

大阪狭山市の名産である「大野ぶどう」について、地域の農家の方から、その特徴や育成のコツ、また栽培における苦労などを学び、地元産業への理解と関心を深める。

・『こどもだけのフリーマーケット』

SDGsの学習「様々なロスを考える」というテーマで、放課後活動として公民館主催の「こどもだけのフリーマーケット」に参加。物を大切にすることを学ぶ。

・『職業体験』

地域に立地する様々な事業所の協力を得て、中学生が仕事の現場を体験し、地域の方との触れ合いや働くことの意義を理解し、生きる尊さを実感する教育活動を実施。

・『こども未来フォーラム』

市内の小・中学校に通学する児童生徒が狭山高校の生徒のコーディネートのもと、市の課題やこども施策について考え、議論し、市長や各部局に質問、意見を表明。

・『専門学校と連携した取組み』

市内唯一の専門学校であるホンダテクニカルカレッジ関西の協力で、夏休み期間に小学3、4年生を対象に講座を実施、実際の車両に触れながら専門的な知識を学ぶ。

・『近隣大学と連携した様々な取組み』

大学教授による特別教育相談の開催、大学生が授業の補助を行うスクールサポート、大学の専門知識を活用した理科の実験授業の実施等を行っている。

(こどもたちの地域への参画)

- 前述の様々な取組みを通じ、こどもたちが自分の暮らす地域のことを知り、地域住民とつながりを持ち、地域に愛着を持つ中で、こどもたちが学校活動の枠組みを超えて地域へ参加していく人材となっていくよう、「さやまっ子」の育成に取り組んでいる。

(公共施設等での取組み)

- 例えば図書館では、地域のボランティアと連携し、市内の幼稚園やこども園、小学校に出向いてのおはなし会を毎年実施している。また、春と夏と冬の学校の長期休みには市内の小中学生が「図書館お手伝い隊」として図書館の業務をボランティアで体験、中学校の職場体験の受け入れも行っている。また、小学校の委員会活動の支援として、としょかん探偵団クラブの取組みを実施。地域と連携しながら、こどもたちの読書活動を推進している。

第3章. さやまっ子を育てるための地域社会の連携に関する提言

1. 提言内容

【さやま版の体制構築とビジョンの共有の重要性】

- 平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われた。同時に社会教育法の改正も行われ、地域学校協働活動が法律に位置付けられた。
- コミュニティ・スクールの仕組みと地域学校協働活動の推進の関係性については、文部科学省が概念図を示しているが、実際の制度の運用にあたっては、先進市の事例においても各地域の特性や事情に合わせて体制を構築し、制度の趣旨である学校と地域の連携の活性化につなげている。特に地域学校協働本部については、文部科学省の説明でも「多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制」とあるように、特定の組織や会議体を意味していない。
- 本市においても、単に制度の枠組みをなぞることなく『さやま版コミュニティスクール・地域学校協働活動の推進体制』の構築を図ることが重要である。そのために、教育委員会が取り組む施策として目的やビジョンを明確にし、実現のためのアプローチを検討する中で、施策の推進に最適な体制構築を図るべきと考える。
- また、地域学校協働活動に定義される取組みの中には、既に単独の事業として行っているものや、学校と地域住民とのつながりの中で定型化しているものもあることから、新規体制の構築にあたってはこうした既存の取組みと競合しないようにしながら、有意義な事柄に関しては積極的に相互連携していくことが理想である。
- 地域住民や地縁団体、教職員や保護者が共通認識のもとで協力関係を築けるよう、『さやま版コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進体制』の周知を広く行うとともに、その先に実現させたいビジョンの共有、同じ目的を持つチームとしてそれぞれに担って欲しい役割を丁寧に説明することが重要であると考えます。
- 今後、更なる高齢化や少子化が予期される中で、地域学校協働活動の取組みを長く進めていけるよう持続可能な体制を検討するとともに、各学校で所有している地域人材バンクの整備や学校間での情報共有等、既存の資源の活用を進めることが必要と考える。
- また、教育委員会では現在、中学校の部活動の地域展開についての実証事業を実施している。学校と地域に関わる重要な課題であることから、実証事業の結果や他市の事例等を踏まえて今後の制度設計を検討し、教育委員会としての方針を示すことが必要と考える。

【小中一貫教育を重視した体制構築について】

- 学校運営協議会の設置については、法律上、2つ以上の学校について1つの学校運営協議会を共同で設置することが可能である。本市では、小中一貫教育の一層の推進の観点から、令和7年度以降、各中学校区の小中学校で1つの学校運営協議会を共同設置し、地域学校協働活動推進員の配置についても各中学校区を意識した体制に改める方針である。施策の実施にあたっては、学校や関わる地域住民に対して、新たな体制構築の目的や狙いを十分に示すことにより、目指すべきビジョンを共通のものにしていくことが重要である。また、各小学校と中学校の関係性、各学校の独自性と中学校区での統一性、その他体制変更に伴い生じる疑義について整理を行い、有意義な仕組みとなるよう常に改善を図っていくことが望ましい。
- 地域学校協働活動推進員について、配置方法の変更後も各学校の地域学校協働活動の取組みが継続し一層推進されることが必要である。特に移行期においては、これまでの地域学校協働活動推進員との連携は欠かせないとする。「地域学校協働活動の推進」「さやまっ子の育成」に重要な役割を担う存在であることから、配置方法やサポート体制について今後も最良の仕組みを思案するよう求める。
- また、各中学校区同士の連携や情報共有についても実施し、優良事例やノウハウが市全体に波及するような仕組みづくりを求める。

【様々な団体との連携について】

- 地域・社会と連携しながら「地域とともにある学校づくり」や「社会に開かれた教育課程」の実現を実現するために、民間企業、高校、大学や専門学校、市内の活動団体との連携は有効であり、新たな時代に向けて、地域、社会の変化に対応し、必要な情報を活用して新たな価値を創造していくために、様々な団体の協力を得ながら子どもたちの学びを充実していくことが重要と考える。
- 大阪府立狭山高等学校は大阪狭山市と包括連携協定を結んでおり、地域の清掃などのボランティア活動、各種イベントへの参加等、市との連携をひろげており、その一環として、これまで小・中学校との交流も行っている。また、大阪狭山市内で唯一の高等学校であり、市内から通学することも多いことから、狭山高校の取組みの充実は本市全体の教育環境の向上にもつながると考える。「地域との連携」という共通の課題を持つ教育機関として、一層の連携を図っていくことが望ましい。
- 大学や専門学校との連携について、専門知識や技術等を活かした教育活動の実施の観点からも重要である。市内唯一の専門学校であるホンダテクニカルカレッジ関西と連携した取組みについて、今後も積極的に実施して欲しい。大学について、令和3年に帝塚山学院大学狭山キャンパスが撤退し、近畿大学大阪狭山キャンパスの撤退も控え、市内に大学が存在しない状況になるため、今後はより広域的な視点を持ち、近隣大学との連携体制の構築に努めていくことが重要であるとする。多様な教育研究を展開し、知の基盤としての役割を担う大学等の高等教育機関との連携を強化し、コミュニティ・スクールや地域学校

協働活動の取組みについて、有識者の視点からの助言を取り入れることも有効である。

- 実社会での経験や専門知識や技術を活かした教育活動を実施できる民間企業との連携も有効な手段であり、これまでも職場体験を初めとして市内の事業所と連携した取組みを実施している。今後も引き続き協力関係を継続しながら、実施方法についてはより良い取組みになるよう、積極的な事例収集と提案を求め、他市の事例では、職業体験の中でこどもたちが値付けと販売を行う「キッズ卸売広場」の取組みを実施している。こどもたちが販売業の醍醐味を体験できる内容となっており、創意工夫の一例として参考にして欲しい。また、包括連携協定を活用した新規連携の実施も効果的と考える。
- また、ボランティアや文化活動やスポーツ等をテーマに市内で活動する市民団体が存在しており、地域社会の貴重な人材である。地域人材バンクをはじめ、学校と地域住民とのこれまでのつながりを大切にしながら、市民活動支援センターの「しみんのちから」の活用等、新規のつながりを開拓する手段も検討することが望ましい。

【社会教育の指導者の育成】

- 社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を意味し、誰もが関わり実践できるものである。
- 社会教育施設における講座の受講者や、地域学校協働活動等に関わる人たちに、「地域を面白くしたい、新たな人ともっと出会いたい、多様な人ともっとつながりながら活動したい」という前向きな気持ちになれるきっかけを仕掛けていくことが大切である。
- 社会教育の視点を持って、関わる人々を巻き込み、地域活動や市民活動を豊かにしていく社会教育の指導者の育成が重要であると考え、また、行政及び社会教育施設が各市民団体を結びつけるかすがいとしての役割を果たすことが望ましい。

2. おわりに

少子化による人口減少やICTの発展等により目まぐるしく変化する現代社会において、地域住民が主体的に参画する持続可能な社会づくり、地域づくりを進めるうえで、これまで以上に社会教育の果たす役割が期待されている。

本答申では「さやまっ子を育てるための地域社会の連携」をテーマに、本市のこれまでの取組みや課題の整理を行い、社会教育委員の立場から意見を述べたが、社会教育の担う役割は多岐に渡り、それぞれが深く協議すべき事項ばかりである。大阪狭山市社会教育委員会議では、今後の社会教育について「誰一人取り残されない社会づくりをめざして(仮)」「近年の社会情勢に適した社会教育の在り方(仮)」をテーマに、引き続き議論を進めていく予定である。